

## 泉大津市製造業電気・ガス 価格高騰対策支援金事業



- ◎ 泉大津市内の事業者ですが、泉大津市外にある工場に係る電気・ガス料金は対象となりますか？

△ 泉大津市外の事業所に係る費用は対象となりません。
- ◎ 電気・ガス料金は税抜き、税込みのどちらの金額を記載すればよいですか？

△ 税込みの金額で問題ありません。
- ◎ 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいですか？

△ 領収書等の支払っていることが分かる書類がないものは、対象外となります。紛失した場合はご利用の電力会社・ガス会社に再発行をご依頼ください。なお、通帳やWeb領収書を印刷したもので可とします。
- ◎ この支援金は課税の対象となりますか？

△ この支援金は用途に制限がありませんので、課税所得となり税務申告の対象となります。
- ◎ 対象期間が令和4年4月分～令和5年3月分とありますが、利用月か支払月のどちらで申請すればよいですか？

△ 支払月の経費を対象にしてください。  
例：1月に使用した電気代を、2月に支払った場合は、2月分の電気代として計上してください。
- ◎ 支援金の支払いは申請書を提出してからいつ頃になりますか？

△ 申請書の提出後、不備がなければ、翌月の下旬に指定された口座に振り込む予定です。
- ◎ 製造したものを自社の店舗で販売しているため小売業だが、製造したものを他社に卸しているが対象となりますか？

△ 製造販売している当該店舗の年間の売上のうち、卸の売上が5割以上であれば対象となります。  
例：菓子の製造をし、その場で販売（小売り）を行っているが、当該店舗で製造した菓子を業者にも卸している場合は、年間の卸している売上が当該店舗の小売りの売上を上回る場合は、対象となります。
- ◎ 工場等と事務所が同一敷地内にあり、電気・ガス代の請求がまとまっている場合の算定対象経費はどのようにすればよいでしょうか？

△ 同一敷地内で請求がまとまっている場合は、全額算定対象経費として計上して問題ありません。ただし、同一敷地内であっても事務所でしか発生していない算定対象経費は含めないでください。  
例：生産施設ではLPガスを使用し、事務所は都市ガスを使用している場合は、都市ガスは対象外です。
- ◎ 事業用と家庭用とで請求が分かれていない場合はどのように申請すればよいですか？

△ 自宅兼事業所などの場合は、確定申告書の経費計上で事業用として申告している按分割合で申請してください。
- ◎ 売り上げが少ないため、確定申告をしておらず、確定申告書の写しが無い場合はどうすればよいですか？

△ 確定申告の義務がなく、確定申告していない場合は、市役所の税務課にて収入申告し、その写しを提出してください。
- ◎ 工場等が複数あるが、工場ごとの申請となりますか？

△ 申請は1事業者につき1回までとなりますので、工場等が複数ある場合はまとめて申請してください。工場ごとに事業者が異なる場合は、事業者ごとに申請してください。
- ◎ 支援金の上限額200万円は工場ごとの上限ですか？

△ 複数の工場があっても1事業者への支援金の上限額は200万円となります。
- ◎ 確定申告書は直近のものでなくてもよいですか？

△ 直近のものを提出してください。
- ◎ 振込先の口座名義が申請者名と違っていてもよいですか？

△ 振込先口座は申請者と同一名義のものとお願いします。
- ◎ 「電気・ガス代が本市内で発生したことが分かる書類」とは、どのような書類ですか？

△ 使用場所、使用者、使用量、使用料金が記載された書類となります。具体的には、領収書、請求書、使用明細書等があります。

# 製造業電気・ガス 価格高騰対策支援金

申請期間

令和5年 9月1日～令和5年 11月30日 (必着)

本支援金は、電気・ガス価格高騰の影響を受ける製造業を営む泉大津市内事業者の事業継続及び雇用維持を図るため、泉大津市内製造業者に係る電気・ガス費用の一部に対して支援します。

支援金上限  
1事業者につき  
**200万円**  
※1回限り

## 募集要項

問合せ先 泉大津商工会議所

〒595-0062 大阪府泉大津市田中町10番7号  
TEL.0725-23-1111 FAX.0725-23-1115

詳しくは、ホームページをご覧ください  
<https://izumiotsu-shienkin.com>



## 泉大津市製造業電気・ガス価格高騰対策支援金募集要項

この支援金の交付については、「泉大津市製造業電気・ガス価格高騰対策支援金事業実施要綱」の定めによるほか、この要項により行う。

### 1 支援金の目的

本支援金は、電気・ガス価格高騰の影響を受ける製造業を営む泉大津市内事業者の事業継続及び雇用維持を図るため、泉大津市内製造業者に係る電気・ガス費用の一部に対して、支援するものとする。

### 2 申請要件

この支援金を申請しようとする者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 泉大津市内に工場、生産施設(以下「工場等」という。)を設置していること。
- (2) 申請日時点で泉大津市内の工場等にて事業を営んでおり、今後も3年以上、事業を営む意思を有すること。
- (3) 泉大津市税を滞納していないこと。

### 3 交付の対象外

以下の要件のいずれかに該当する者は、交付の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体その他の機関等から当該支援金と同種の交付金等を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (3) 公序良俗に反する等交付することが適当でない事業を行う者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業を行う者

### 4 支援金の額

- (1) 支援金の対象経費(以下、支援対象経費という。)は、泉大津市内に設置している工場等で生じた電気代、ガス代のうち、令和4年4月から令和5年3月の間に支払った合計額とする。
- (2) 支援金の額は、対象経費に100分の15の割合を乗じて得た額とする。但し、1,000円未満は切り捨てるものとする。
- (3) 支援金の上限額は、1事業者につき2,000,000円までとする。
- (4) 支援金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

### 5 申請方法

この支援金を申請しようとする者は、実施要綱及び本要項の規定に基づき、次のとおり書類を提出すること。

#### (1) 提出書類

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 誓約・同意書(様式第2号)
- ③ 確定申告書又は法人の履歴事項全部証明書
- ④ 支援対象経費の領収書(原本)又は支援対象経費を支払ったことが分かる書類(通帳及び請求書の原本等)  
※確認後、コピーを取り、原本は返却します。
- ⑤ 支援対象経費が泉大津市内の工場等で発生したことが分かる書類
- ⑥ 申請者の本人確認証の写し
- ⑦ 支援金振込口座の通帳の写し
- ⑧ その他泉大津市長が必要と認める書類

#### (2) 提出先及び問合せ先

泉大津商工会議所  
〒595-0062 大阪府泉大津市田中町10番7号  
TEL:0725-23-1111 FAX:0725-23-1115  
メール:seizou@izumiotsu-shienkin.com

#### (3) 提出方法

提出先窓口へ持参、郵送又はオンラインによる申請とする。

郵送にて手続きをされる場合は追跡可能な方法

(レターパックや特定記録郵便など)を用いて送ること。

不達や事故等で11月30日までに到着せず、支援金申請

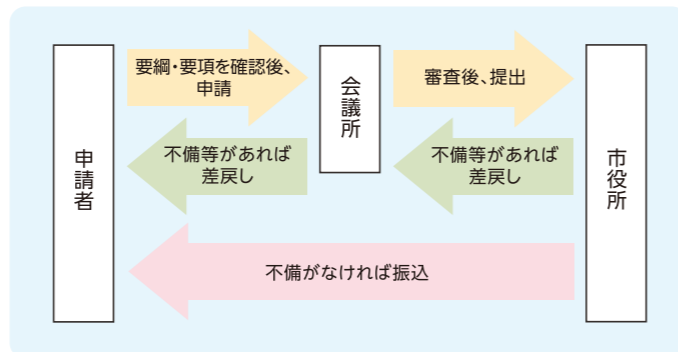
手続きが出来なかった場合、泉大津市及び泉大津商工会議所はその責を負わない。

#### (4) 申請期間

申請期間 令和5年9月1日から令和5年11月30日(必着)まで

受付時間 窓口・郵送の場合 9時から17時まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く。

オンラインの場合 24時間 ※11月30日23時59分まで



申請の流れ

### 6 支援金の決定

- (1) 支援金の交付決定は、申請内容について審査を行い、適正と認める場合に通知及び交付する。
- (2) 申請内容に疑義がある場合には、申請者に対して必要な資料や説明を求める。
- (3) 審査により支援金を交付することが不適当と認めるときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知する。

### 7 遵守義務

申請者は、事業の継続に努めなければならない。

### 8 支援金の返還

申請者が次のいずれかに該当する場合は、交付を受けた支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 法律又は泉大津市製造業電気・ガス価格高騰対策支援金事業実施要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、泉大津市長が不適当と認めるとき。

### 9 その他

- (1) 本支援金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、訪問等により事業所及び工場等の状況に関する調査を行うことがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。
- (2) 個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者を提供することがあります。
- (3) 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、泉大津市(事務を委託する事業者を含む。)が補正をすることがあります。
- (4) 申請内容に不備があった場合、申請者に連絡します。泉大津市が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
- (5) 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により泉大津市が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。

## 提出書類の留意事項

### ■ 本人確認書類の写し

○ 氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類(有効期限内のもの)の写しを提出してください。

・ 法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。

※例: 運転免許証(表・裏両方)、運転免許経歴証明書、パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)、各種健康保険証(表・裏両方)、マイナンバーカード(表面・写真の面)

### ■ 振込先確認書類

○ 支給申請書(様式第1号)記載の金融機関と同じものを提出してください。

・ 金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。

・ 振込先の口座名義は、申請者本人の名義(法人の場合は当該法人名義)に限ります。

・ 通帳がある場合は1ページ目の見開き部分、通帳がない場合(\*)は振込先口座を確認できるもの

※例: 当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できるいずれかの書類(当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書)、ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

### ■ 支援対象経費の領収書(原本)又は支援対象経費を支払ったことが分かる書類

○ 支払日等が確認できる領収書

○ 口座引き落としの場合は、当該引落口座の通帳の写し

### ■ その他

○ 審査のために工場等の現場、製造・加工品の写真やその他の書類を提出していただく場合があります。

実施要綱をよくご覧のうえ、申請してください。

詳しい内容、申請書等ダウンロードは公式ホームページをご覧ください ▶

